



▲特産品を即売



▲あいさつをする飯田町長

これは、広域圏のコミュニティーリーダーがふるさとづくりの現状と必要性を認識し、地域らしさを生かした活動のより一層の発展を図ろうとするのがねらいで、今回のテーマは「まちとまち 心とこころを結ぶ ふるさとづくり」でした。

開会のオープニングには地元の混成合唱団コールあじすが出演し、「森の教会堂」「赤いサラファン」の二曲を歌い、見事なハーモニーを披露。続いて、岡村牧恵ふるさとづくり実行委員長、飯田町長の歓迎のあいさつ。県ふるさとづくり推進室・秋山幸夫室長と

松浦町議会議長の祝辞がありました。このあと「ふるさとづくりは人おこし」と題して、県教育庁総務課の山崎凱千調査広報係長が山口交響楽団の活動などニューモアを交えて講演。昼食休憩時間には各市町持ち寄りの特産品を展示即売休憩中にはほとんどの物品が売り切れました。

午後は事例発表。宇部市などから五人が登壇し、日頃の地域での取り組みについて発表しました。発表後は「みんなで歌おう」と、午前に続いて山崎講師がピアノを弾きながら歌唱指導。「早春譜」「歓喜の歌」など十三曲を参加者が声を合わせて歌い、盛り上がりを見せました。最後に、来年の開催地山陽町からあいさつがあり、ふるさとづくりの推進を誓い合いました。

町制施行五十周年を迎える本町で、今年で四回目の宇部小野田広域市町村圏三市三町（宇部市、小野田市、美祿市、山陽町、楠町、阿知須町）の「ふるさとづくりの集い」が二月十一日（日）に本町公民館で開かれ、約三百五十人が参加、まちづくりについて研修しました。

また、当日は町内の婦人グループが受付やせんざいのサービスなどボランティアとして大活躍しました。

町制施行50周年

「ふるさとづくり」は

「人おこし」から

広域圏3市3町が集い研修

特産品の展示・即売も

困ったなあ…

勝手に品物を送ってきた

ネガティブ・オプション商法 傾向と対策

「ネガティブ・オプション商法をご存じですか。」

これは、購入申し込みをしないのに業者が一方的に品物を送ってきて、送られた人が送り返すか購入することを通知しないと、業者が勝手に「購入を承知した」として代金を請求するものです。

開封したものは返送できるか

一つの例をあげると、ある日突然、ボランティアグループから封書が届き、封書の表に「みんなの愛で盲導犬にご理解を：活動報告書在中」とありました。開封してみると、中には小さなソーイングセットが入っており、次のような説明書がありました。

①同封の商品を二千円でチャリティー販売しています②活動費をつくるために同封の見本品だけでも買ってほしい。代金は郵便振替用紙で③協力



できない時は、封筒に「受取拒絶」と書いて、返送してほしい(切手不用)。

この文書だけでは、団体の性格や活動内容もはっきり分らないし、品物自体は買うには高すぎる値段です。しかし、いったん開封してしまったものを「受取拒絶」で返送してもよいものだろうか、ということです。

14日の保管後は自由に処分を

この場合、代金を支払う必要もなく、また、返送する必要もありません。適当な場所に保管しておき、十四日(販売業者が引き取りを請求した時は七日)が過ぎると、自由に処分してよいことになっていきます。

ただし、保管期間中に商品を使うと代金を支払わなければならぬことがありますので、気をつけましょう。

心当りのない品は開封せずに「受取拒絶」を

このケースの問題点は、①盲導犬という言葉から、盲導犬を訓練している別の団体と思ひ、寄付のつもりで送金した②買わない場合は返送しない商品の代金を請求されるの

ではないかと心配して、自己負担で返送した一などです。なお、いったん受け取って開封した封書については、郵便局は「受取拒絶」として扱ってくれません。心当りのない品は開封せずに「受取拒絶」するのが賢明です。

◆ネガティブ・オプション◆

訪問販売等に関する法律(昭和六十三年十一月改正)第十八条の規定で「商品の送付を受けた者が、その申し込みにつき承諾をせず、販売業者が一定期間にその商品の引き取りをしないときは、その送付した商品の返還を請求することができない」となっています。

国保つてなあに

③

子どもが遠くの学校へ行くことになりました。健康保険証はもらえませんか

答 保険証は、原則として一世帯に一通だけ交付されますが、子どもが遠くの大学へ行った時、長期間家を離れる場合には届け出によりその人のためにもう一通保険証が受けられます。

問 保険証が破れてしまったのですが、取りかえてもらえますか

答 保険証を紛失したり、破れたり、汚れたりした時は届け出によって新しい保険証と取り替えたり、再発行してもらうことができます。失くさったと思つたのがあとから出たときはその保険証は無効です。町の保健衛生課国保係へ

必ず返してください。

保険証は大切に

保険証は、みなさんが国保の被保険者であることを証明するもので、国保で診療を受ける時は必ず医療機関の窓口に出さなければなりません。次のことに注意し、大切に使いましょう。

- ▽交付された記入事項に間違いがないか確かめる。
- ▽間違いがあった時は担当窓口へ届けましょう。勝手に書き直してはいけません。
- ▽いつでも使えるように、必ず手元に保管しておく。
- ▽保険証の貸し借りはいけません。罰せられます。
- ▽有効期限の切れた保険証は使えません。

可燃ゴミの収集日

阿小校区(岩倉を除く) 月・水・金

2日	5日	7日	9日	12日	14日	16日
19日	(22日)	23日	26日	28日	30日	

井小校区(岩倉を含む) 火・土

3日	6日	10日	13日	17日	20日	24日
27日	31日					

()は変更後の収集日です。

不燃物ゴミの収集日

(町内全域)

○ビン、ガラス、灰など(第1、3、5木曜日)

1日	15日	29日
(木)	(木)	(木)

○空缶、鉄類(第2、4、5木曜日)

8日	22日	29日
(木)	(木)	(木)

ごみの収集日 3月

ごみの収集時間
前日午後五時～当日午前八時

町指定袋の販売
町指定のごみ袋は、各地区環境衛生組合長宅と婦人会支部長(一部宅で販売します)清掃センターへ直接持ち込みごみを直接センターへ持ち込むのは(月・土、午前八時半～午後二時まで。(祝祭日は出せません))

各課からのお知らせ

役 場 ☎ 4111
教育委員会 ☎ 2022

総務課

有線 2113

町交通災害共済

平成2年度会員募集

町では平成2年度の交通災害共済の会員を三月一日から募集します。

加入資格は、本町の住民基本台帳に記載または外国人登録をされている人。

この制度は県下の他の町村

(新南陽市を含む)へ転出されても、資格は有効です。

対象となる交通事故災害は、

日本国内で、汽車、電車、自動車、バイク、自転車(小児用の三輪車、乳母車などの子ども用遊具は除く)航空機、船舶など運輸中の事故で歩行

または乗車・塔乗・乗船中の人がけがをしたり死亡した場合

その場合は、別表のように

けがの程度(治療日数)によ

り、見舞金が支払われます。掛金は据置きで年一人五百円。中学生以下の子どもと七十歳以上のお年寄りは一入三百円です。

平成元年度は三月三十一日で期限が切れます。これまで加入されていた人も、新しい手続きが必要です。

なお、一月末現在の加入者数は五千四百二十七人(加入率は六五・八%)。見舞金の支払い額は昨年四月以降二十七件で総額百七十八万円です。

共済見舞金額

等級	災害の程度	金額
1等級	死亡	1,000,000円
2等級	360日以上の治療を要する傷害	230,000
3等級	300日以上360日未満の治療を要する傷害	180,000
4等級	240日以上300日未満の治療を要する傷害	140,000
5等級	180日以上240日未満の治療を要する傷害	105,000
6等級	130日以上180日未満の治療を要する傷害	80,000
7等級	90日以上130日未満の治療を要する傷害	65,000
8等級	75日以上90日未満の治療を要する傷害	50,000
9等級	60日以上75日未満の治療を要する傷害	40,000
10等級	45日以上60日未満の治療を要する傷害	32,000
11等級	30日以上45日未満の治療を要する傷害	23,000
12等級	21日以上30日未満の治療を要する傷害	16,000
13等級	14日以上21日未満の治療を要する傷害	13,000
14等級	7日以上14日未満の治療を要する傷害	10,000
15等級	7日未満の治療を要する傷害	7,000

(備考) 頸部損傷(いわゆる「おち打ち損傷」)については、原則として8等級を限度として支給し、90日を越えてなお引続いて治療が行われている場合は、6等級を限度として支給する。

住民課

有線 2132(福祉)
2135(戸籍)

ショートステイの利用を

寝たきり老人の世話家庭

寝たきり老人を自宅で世話をしている人が冠婚葬祭や病気、旅行などで家を数日間あけるときは短期保護制度(ショートステイ)のご利用を。利用料は一日千八百九十円です。一回の利用は原則として一週間以内。

本町は特別養護老人ホーム「白松苑」が指定施設です。利用券を受けている人は直接白松苑へ。まだの人は住民課へ。

税務課

有線 2153

申告期間中です

あなたの相談日を忘れずに

二月十六日から所得税の確定申告と町・県民税の申告相談が始まりました。期限は三月十五日までです。

三月に入ると混雑が予想されますので、あなたの相談日(広報あじす二月五日号に記載)を

載)をもつ一度ご確認ください。納め過ぎの人には税金が還付されますので銀行などの口座番号を確認してお出かけになるのがよいでしょう。支払いの証明書なども用意されると必要経費や控除の計算が早く済みます。

土地・家屋の課税台帳

3月1日から見られます

あなたが所有されている固定資産(土地・家屋)の課税台帳をお見せします。固定資産税はこの台帳によって税金がきまります。

▽期間 三月一日から二十日まで(日曜日と第二土曜日を除く)

▽時間 午前八時半から午後五時まで(土曜日は午後零時半まで)

▽場所 町税務課固定資産税係(町役場二階)

本人に代って見られる場合は委任状がいります。

保健衛生課

有線 2122

健康づくりのつどい

3月4日 午前10時から町公民館で

町と町健康づくり推進協議会では「自分でつくろう自分の健康」をテーマに「健康づくりのつどい」を開催します。

▽日時 三月四日(日) 午前10時～午前十二時

▽場所 町公民館

▽内容

式典：健康づくり標語表彰講演：「新しい時代の新しい生き方」柴田二郎先生(中央クリニック柴田医院院長)お楽しみ抽選会

▽問い合わせ 町保健衛生課(内線一一五)へ。

宅地建物取引主任者

技術講習会

ア施工、金属加工、事務サービス科(計八十五人)

▽募集期間 三月十五日まで

県西部婦人就業センターでは平成2年度の技術講習会を開催します。受講料は無料。(教科書などは自己負担)。

▽科目 宅地建物取引主任者受験対策講座

▽対象者 修了後就業する意志のある高卒の婦人

▽講習期間 四月四日～十月十六日、週三日(火・水・金曜)

▽会場 宇部市婦人センター

▽申し込み 三月一日～三月十六日まで。

詳しい内容などはいずれも町産業課商工水産係まで問い合わせください。

産業課

有線 2123

職業能力訓練生募集

山口技術開発センターでは

職業能力開発訓練生を募集しています。訓練期間は、四月五日から一年間。

▽対象者 離職者・転職者で新たな職業に就こうとする人

▽科目 生産加工、インテリ



おし らせ

引越しシーズン 転出や転入の届け出 期間内に手続きを

春は転勤や入学、就職などのため引っ越しをする人が急増します。

忙しさに追われて、つい忘れがちなのが転出や転入に伴う届けです。手続きを忘れると選挙に参加できなったり、国民年金が受け取れないなど、いろいろな不都合が生じます。届け出は期間内に必ず済ませましょう。

- ①住民登録 本町から他市町村へ移る場合、本町住民課で転出証明書を受け、十四日以内に新住所地で転入届けをしましょう。印鑑が必要です。町内での移転は「転居届」になります。
- ②国民健康保険証は返却し、新しい住所で新たに申請を。
- ③国民年金は新住所で住所変更の手続きが必要。
- ④小中学生のいる家庭は、現在通学している学校で「在学証明書」を受けて転校先の学校に提出。
- ⑤水道を使用している家庭は、

異なります。

⑦運転免許証 新住所の警察署または自動車試験場で住所変更の手続きを。本籍記載の住民票が必要で。

その他、住所変更は郵便局、銀行、電力会社、電話局などでも済ませましょう。

**県立山口高校で
通信制生徒募集**

県立山口高等学校では平成二年度の通信制課程生徒を募集します。

▽入学資格 普通科：中学校卒業または平成二年三月卒業見込みの人、衛生看護科：普通科と同じであるが准看護婦養成施設に入所している人、特科：制限なし

▽募集人員 普通科：三百人 衛生看護科：百人、特科：制限なし

町水道課で変更や廃止の手続きが必要。

⑥普通自動車、バイク(一五五cc超)を持っている人は、陸運事務所、原付バイク(五〇〜一二五cc) 軽自動車は町税務課で登録手続きを。転居先が県内と県外では手続きが

ミニ動物園やミニSL試乗など

2月25日町商工会が花いっぱいセール

町商工会では二月二十五日(日)午前十時から午後三時まで、阿知須商店街花いっぱいセールを開きます。

これは、地域小売商業消費者関連事業として商店街の活性化を図るとともに町制施行五十周年事業として町が取り組んでいる花いっぱい運動へ参加しようというものです。

当日は、明神通り(古谷呉服店から理容なかわらの間、明神社から田坂金物店の間)と本町通り(田坂金物店から

▽願書受付期間 三月八日(木)〜四月七日(土) 正午

▽願書請求 問い合わせ先 千七百三三 山口市米二丁目九一、山口高等学校通信制課程(☎〇八三九〇八五二) なお、願書を請求する際は、返信用切手(百二十四円)を同封してください。

中小企業者の 技術開発に補助金

県では、県内の中小企業者の技術開発を促進するため技術研究などに対して費用の一部を補助しています。

▽補助額 百万円〜五百万円(ただし、補助対象経費の三分の二以内)

▽申込期間 三月十九日(月)まで

▽問い合わせ 県工業振興課

交通事故のご相談は お気軽にどうぞ 無料でご相談に応じます

相談日：月曜から金曜午前9時半〜午後4時40分
①専門の相談員が親身になってご相談に応じます
②弁護士相談日：毎月第1火曜日 午後1時〜4時

社団法人日本損害保険協会 山口自動車保険請求相談センター

山口市大手町7-4 山口放送ビル8階
山口調査事務所内
☎0839-25-0686(直通)
0839-22-2351
電話のご相談もお受けします

技術振興係(☎〇八三九〇三一一)内線二八三四)。

**交通事故巡回無料相談
町社会福祉センターで**

県交通事故相談所では、交通事故に遭い賠償問題などで悩んでおられる人のために巡回相談を行っています。

相談はすべて無料ですのでお気軽にご利用ください。

▽場所 町社会福祉センター
▽日時 毎月第三木曜日、午前十時〜午後三時
事故内容がわかっている人であれば、どなたでも結構です。

記法の一部が改正され、商業登記簿などの閲覧が四月一日から有料となります。

近年、会社が増加し、閲覧事務のため多額の経費がかかるため、その一部を受益者に負担を求めるもの。

詳しくは、山口地方事務局 宇部支局(☎〇七二二一)へお問い合わせください。

情報は宇部税関支署へ

麻薬、覚せい剤の乱用は、個人の心身を腐敗させるばかりでなく、犯罪を増加させ社会に計り知れない害悪を及ぼすものです。

「ハローワーク」と呼んで

公共職業安定所の名前

このたび、労働省では公共職業安定所の名称を変更、より一層親しみやすく、身近に

◆催しもの◆

- 25日 町内柔剣道大会(公、前十時)
- 27日 中級家庭婦人バドミントン大会(体、後一時半)
- 28日 貧血教室(公、前九時半)
- 3月7日 貧血教室(公、前九時半)